

柏市水道部発注建設工事における現場代理人の兼任に関する取扱要領

制定 平成25年 8月 1日

施行 平成25年 8月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市水道部が発注する工事に関し、柏市が定める建設工事請負契約書約款第11条第4項に規定する現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができることとの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任による常駐義務の緩和要件)

第2条 受注者は柏市水道部が発注する工事に限り、当該工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合、現場代理人に2件まで兼任させることができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 請負金額が2,500万円未満であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)別表第1に掲げる工事の種類が同一であること。
- (3) 低入札価格調査を経て契約締結を行ったものでないこと。

(現場代理人兼任の届出)

第3条 受注者は、現場代理人を兼任させようとするときは、現場代理人兼任届(別記第1号様式)を兼任の開始と同時に、柏市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に届け出なければならない。

(請負金額変更時の取扱い)

第4条 受注者は、現場代理人を兼任させている工事(法第26条第1項に定める主任技術者及び同条第2項に定める監理技術者(以下「主任技術者等」という。))と現場代理人を兼務させていない工事に限る。)について、設計変更により第2条第1号に定める請負金額以上となった場合においても、引き続き兼任させることができる。

ただし、主任技術者等が現場代理人を兼務している工事にあつては、設計変更により第2条第1号に定める請負金額以上となった場合に当該工事における主任技術者等の専任が必要となり、現場代理人の兼任を解除し

なければならない。

(兼任の解除)

第5条 現場代理人を兼任している工事について、そのいずれかが竣工または前条ただし書もしくはその他の事由により、兼任の状態が解消された場合であって、一方の工事が契約期間中である場合は、速やかに現場代理人兼任解除届(別記第2号様式)を管理者に届け出なければならない。

(現場代理人の変更)

第6条 現場代理人を兼任している工事について、施工期間中は原則として現場代理人の変更を認めない。ただし、第4条ただし書に該当することとなった場合又はやむを得ない事情が発生した場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により現場代理人を変更する場合は、直ちに配置予定技術者変更届(工事)を管理者に届け出なければならない。

(営業所における専任の技術者と現場代理人の兼務)

第6条の2 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、1件に限り、営業所における専任の技術者と現場代理人を兼ねることができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 発注者と当該営業所が工事請負契約を締結していること。
- (2) 当該営業所が柏市内にあること。
- (3) 請負金額が2,500万円未満であること。
- (4) 低入札価格調査を経て契約締結を行ったものでないこと。
- (5) 発注者及び当該事業所と常時連絡をとれる体制を確保できること(携帯電話及び連絡責任者の配置)
- (6) 設計図書に兼務を認めない旨の指定が無いこと。

(営業所における専任の技術者の兼務の届出)

第6条の3 受注者は、前条の規定による兼務をしようとするときは、営業所における専任の技術者兼務届(別記第3号様式)を当該契約に係る着手届の提出と同時に管理者に届け出なければならない。

(現場代理人等の責務)

第7条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の責務を免れるものではない。

2 営業所における専任の技術者は工事現場の職務に従事しているときであっても、営業所の職務を免れるものではない。

3 この取扱いについて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、関係

法令その他柏市水道部の規則等に則り，厳正な措置を行う。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は，平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は，平成25年8月1日以後に一般競争入札の公告，指名競争入札参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し，同日前に当該公告又は通知をした入札あるいは当該見積依頼をしたものについては，なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は，平成27年1月6日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は，平成27年1月6日以後に一般競争入札の公告，指名競争入札参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し，同日前に当該公告又は通知をした入札あるいは当該見積依頼をしたものについては，なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は，平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は，平成28年4月1日以後に一般競争入札の公告，指名競争入札参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し，同日前に当該公告又は通知をした入札あるいは当該見積依頼をしたものについては，なお従前の例による。

(別記第1号様式)

平成 年 月 日

現場代理人兼任届

柏市水道事業管理者 あて
住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____ ㊦

現場代理人の兼任について、次の内容で兼任させたいので、柏市水道部発注建設工事における現場代理人の兼任に関する取扱要領（以下「要領」という。）に基づき届け出します。

なお、兼任する工事に関し、要領に規定する各種条件等を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼任の変更または解除をすることを誓約します。

現場代理人氏名		
本 件 工 事	発注部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	備 考	
兼 任 と な る 他 の 工 事	発注部署名	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	備 考	

< 添付書類 >

- 1 兼任となる他の工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載がある部分）
- 2 兼任となる他の工事の着手届の鑑（写）及び工程表（写）

***この第1号様式は、兼任の開始と同時に（契約締結時から兼任する場合は着手届と同時に）に、兼任するそれぞれの工事を所管する担当部署（監督部署と担当部署が異なる場合は監督部署）に提出してください（なお、兼任するそれぞれの工事を所管（監督）する部署が同じであっても提出が必要です。）。**

(別記第2号様式)

平成 年 月 日

現場代理人兼任解除届

柏市水道事業管理者 あて
住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____ 印

現場代理人の兼任について、次のとおり解除したいので、柏市水道部発注建設工事における現場代理人の兼任に関する取扱要領に基づき届け出します。

現場代理人氏名		
兼任を解除する工事	工事名 (本件)	
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	解除日※	平成 年 月 日
	解除の理由	<input type="checkbox"/> 兼任となる他の工事が完了したため <input type="checkbox"/> 兼任となる他の工事の現場代理人を変更するため <input type="checkbox"/> 兼任要件を満たさなくなったため (理由：) <input type="checkbox"/> その他 (理由：)

※解除日について

兼任となる他の工事が完了した日とは、工事検査通知日または工期末日のいずれか早い日とする。

兼任となる他の工事の現場代理人を変更した日とは、配置技術者変更届の提出日とする。

***この第2号様式は、解除前までに兼任していた工事を所管する担当部署(監督部署と担当部署が異なる場合は監督部署)に提出してください。(なお、兼任していた工事が完了した場合、または当該工事の現場代理人を変更した場合は、兼任を解除したことが明らかであるため、提出は不要です。)**

(別記第3号様式)

平成 年 月 日

現場代理人兼任変更届

柏市水道事業管理者

あて

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ ㊦

現場代理人の兼任について、次のとおり変更したいので、柏市水道部発注建設工事における現場代理人の兼任に関する取扱要領に基づき届け出します。

現場代理人氏名		
発注部署名		
工事名		
契約金額		
工期		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
変更前	現場代理人氏名	
	備考	
変更後	現場代理人氏名	
	備考	
変更理由		

*この第3号様式は、変更に係る工事を所管する担当部署※(原本)と関連部署(監督部署(所管部署が異なる場合はそれぞれへ、同一の場合は省略)、総務課(関連部署についてはそれぞれ写し)へ提出してください。
 ※現場代理人に係る発注部署が複数である場合は、一方の部署へ写を提出

営業所における専任の技術者兼務届

柏市水道事業管理者 あて
住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____ ㊦

営業所における専任の技術者の兼務について、次の内容で兼務させたいので、柏市水道部発注建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領（以下「要領」という。）に基づき届け出します。

なお、兼務する工事に関し、要領に規定する各種条件等を満たしていることを誓約します。

営業所における専任の技術者（現場代理人）氏名		携 帯 電 話	
不在時の連絡責任者		連絡先	
当兼務を要する営業所	名 称		
	住 所		
工事名			
請負金額			
施工場所	柏 市		
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		

***この第3号様式は、兼務の開始と同時に（契約締結時から兼務する場合は着手届と同時に）に、兼務する工事を所管する担当部署（監督部署と担当部署が異なる場合は監督部署）に提出してください。**